

長病医第40号
令和8年6月5日

長浜市議会議長 伊藤 喜久雄 様

長浜市病院事業管理者 高折 恭一

令和7年度診療費等債権の放棄について（報告）

このことについて、長浜市債権管理条例（平成25年長浜市条例第26号）第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

1. 債権放棄した診療費等の件数及び金額

(1) 総件数及び総額

	市立長浜病院	長浜市立湖北病院	計
放棄件数	2件	2件	4件
債権放棄額	1,522,326円	797,370円	2,319,696円

(2) 長浜市債権管理条例の適用条文・理由別内訳

適用条文	欠損理由	市立長浜病院		長浜市立湖北病院		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
債権放棄 (消滅時効) 長浜市債権管理 条例第11条 第1項第1号	① 無財産	0	0	0	0	0	0
	② 本人(家族)病气	0	0	0	0	0	0
	③ 生活保護受給中	0	0	0	0	0	0
	④ 所在不明	0	0	0	0	0	0
	⑤ 本人死亡	0	0	0	0	0	0
	⑥ 事業不振	0	0	0	0	0	0
	⑦ 競売等の配当なし	0	0	0	0	0	0
	⑧ 生活困窮	0	0	0	0	0	0
	⑨ その他	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
債権放棄 (その他) 長浜市債権管理 条例第11条第1項	① 第2号(破産等)	0	0	0	0	0	0
	② 第3号(限定承認)	2	1,522,326	2	797,370	4	2,319,696
	③ 第4号(行方不明)	0	0	0	0	0	0
	④ 第5号(生活困窮)	0	0	0	0	0	0
	⑤ 第6号(徴収停止)	0	0	0	0	0	0
	小計	2	1,522,326	2	797,370	4	2,319,696
	合計	2	1,522,326	2	797,370	4	2,319,696

2. 債権を放棄した期日

令和8年3月31日